

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。よろしくお願いをいたします。

まずは、ファイザー社のコロナワクチンについての副反応についてお伺いをいたします。副反応の問題については、私も注意深く質問しなければいけないですけれども、予断を持たず、先入観を持たず、科学的立場でリスクとベネフィットを冷静に議論する、これが基本だと思っております。その中で、過度な楽観論や不都合な情報を出さない、こういう姿勢があるとすれば、これは厳に慎まなければならぬというふうに考えております。

その立場で田村大臣にお伺いしますけれども、昨日までの発表で、これまで接種された十万七千五百五十八名の中で、女性十七名がアナフィラキシーと見られる状況になったというふうに発表がございました。二十三ページ、配付資料に詳細を添付をさせていただいております。

田村大臣にまずお伺いするのでございますが、この十七名の女性は回復されたのかという点と、基礎疾患がおりになった方々なのか、この二点をお尋ねできればと思います。

○田村国務大臣 回復をされたというふうにお聞きいたしております。

基礎疾患に関しては、全員じゃないですけども、基礎疾患をお持ちの方はあられたということでありませぬ。

○長妻委員 この二十三ページの表を見ますと、お二人は基礎疾患等がないと書いてありますが、それ以外の方はいろいろなことが書いてあるわけでございます。

田村大臣、率直に言うのと、感想はどんな感想をお持ちですか。

○田村国務大臣 まだ詳細はこれから、十二日です。審議会で、あさつてですけれども、御議論いただく話になると思います。評価をいただく話になると思います。一般論として、アメリカ、イギリスでアナフィラキシーが起こった、そういう確率からすると、少し高めにしているというふうな、そういう気はいたしますが、報告する基準がどうなのかということも含めて、ちよつとこれは評価をいただかないと、なかなか確定的に、私物は言える状況じゃないと思います。

いずれにいたしましても、審議会の方でしっかりと御評価をいただきたいというふうに思います。○長妻委員 透明性が大切だというのは私どもも申し上げているところで、今、田村大臣がおっしゃったように、今度の金曜日、十二日の十三時から、この副反応を議論する審議会が開かれると。これは傍聴も可能であります。ユーチューブで広く国民の皆さんに全て公開する、こういうことになりましたので、私が何か告知するのもおかしいんですが、金曜日の一時からユーチューブでなただも見る事ができるということで、透明性高く、科学的な議論をしていただきたい。

その中で一点気になる、一枚配付資料をさせていただきましたが、二月十二日にファイザーのワクチンが承認された審議会、この議事録の抜粋でございますが、そこで浜田先生がこんなことをおっしゃっておられるわけです。

アナフィラキシーにつきましては百万人に五人というところで、インフルエンザワクチン等に比べて約五倍ぐらいです。そんなに非常に高いわけではない。何がアナフィラキシーを起こしているかということに関しては、例えば今回のワクチンの場合、ポリエチレングリコールが原因物質として想定されています。事前の問診に当たってポリエチレングリコールにアレルギーがありますかと聞いても答えられる人はいないと思いますので、例えば下剤の成分にも使われているし、化粧品成分にも使われているといった細かい情報を提供していく必要があると思えます。

と、非常に重要なことをおっしゃられて、事務方が一番下に、分かりました、はいというふうにおっしゃっているんですが、こういう細かい情報提供というのは今なされているのかという点と、今後、一般の方に接種するときに、基礎疾患がある

方は自己申告制ということになっていくんですけど、自己申告といっても、何が基礎疾患の定義か分からなければ自己申告できないので、その自己申告の具体的な制度設計、この二点を教えていただければと思います。

○田村国務大臣 制度設計というのは、どういう手順でという話でよろしいんですかね。

例えば、現場で問診するときに、例えばアレルギーはございますかとか、今まで予防接種で副反応等々がありましたかとか、そういうことを問診で確認をしていくという話であります。基本的に、アレルギーがあった方に関して、具体的にどういふものがあるかというところは聞く場合はあると思いますけれども、多分、この言われるポリエチレングリコールですか、というようなものを一般的に知ってみえられる方はおられないと思いますので、なかなかそこまでは詳しく、確認をしておるといふことではないと思います。

併せて申し上げれば、このポリエチレングリコール自体がアレルギーの本当に原因かどうかということは断定はまだされておられませんので、そういう意味では、そういう御意見があったということ、それから、海外でこういう原因があるかどうかという点に関しては、断定されているというふうには承知しておりませんので、この間、審議会ですという御議論があったということは承知いたしておりますけれども、これをもってして確定的な原因とするかどうかというのはまた別の話であらうというふうに思います。

○長妻委員 このワクチンを承認されたときの審

議会でも浜田先生がこういうふうにおっしゃって、事務方も、分かりましたという返事をされているので、具体的に国民の皆さんに分かりやすく、アレルギーというのはこういう物質で、過去あった場合はこうなんだとか、そういう告知をしなければいけないんじゃないか。

今回の件で金曜日に審議会が開かれますので、そこで出た結論を速やかに政府としては実行していただきたい。当然、予後の経過観察というのもしつかりとされていると思いますけれども、今後、更にワクチンの接種が広がっていくときに、予後の経過観察、あるいは、そこでアナフィラキシーが起ったときの治療の手順とか、そういうものもきちっと周知するというのを強くお願いをしたいと思います。

次に行きますけれども、今日は尾身先生も来ていただいておられますが、私は一つ心配なのが、緊急事態宣言が二週間延長になりました。三月七日から二十一日までということですが、ちょっといろんな、官邸サイドから聞こえてくるのは、もうここで更に再延長したら菅政権としてはマイナスになってしまふ、今度はもう解除するんだ、こんなような、何か根性論みたいな意見も一部聞こえてくるので、これは余りよくないと思うんですね。

その意味で、まず尾身先生にちょっとお伺いするのでございますけれども、この宣言の解除について、三月二十一日に解除するときに、首都圏ですが、やはり、尾身先生も常日頃おっしゃっておられるように、解除については何よりも医療で判

断すべきだ、そういうふうにおっしゃっておられる。

今、二ページ目、厚い配付資料にあります。二ページ目に、ちょうどこの緊急事態宣言を延長した際の、特にベッドの四つの重要指標を提示をさせていただけていますが、一都三県、首都圏はほとんどがステージ3になっておりまして、非常に厳しい状況である、このベッドの四指標が改善しない限りは、これは幾ら何でも解除はすべきでないと思っておりますが、尾身先生はいかがでございますか。

○尾身参考人 お答えいたします。

私は、解除というのは、やはりある程度一般の人々、社会に説明ができるということが非常に重要だと思えます。

そういう意味では、今回も、解除を仮にするのであれば、まずは感染状況も医療の体制負担についてもステージ3でいること、それだけではなく、ステージ2の方向に行く見通しがあるということも大事で、そうでないとリバウンドをしようということになりますから、そういうことを総合的に判断する必要がありますが、今委員がおっしゃったように、緊急事態宣言を発出するときと解除するときでは、ステージの考えは基本的には一緒ですけれども、少し強調するところは違うと思います。

それは、緊急事態宣言を発出するときは、どちらかというと、両方大事なんですけれども、感染状況というのが先に来ますから、そちらをより重要視する。解除の方は、両方重要なんですけれども

も、やはり医療供給体制というのがより重要なフ
アクターになってくると思います。

○長妻委員 そうすると、尾身先生、三月七日の
延長を決めた時点、三月三日の時点の表を今出し
ているんですが、この医療の特に四つの指標より
も悪化した場合、これはさすがに解除は難しいと
私は思うんですが、それは同意していただけるわ
けですか。

○尾身参考人 お答えいたします。

延長したときは、確かに指標は医療の方もステ
ージ3にはなっていましたけれども、かなりなっ
たばかりで、まだステージ2の方にしっかり行く
改善というのが、特に千葉県なんかはそういうと
ころがありましたので、そういうところが一つ延
長した。もう一つは、私が前から申し上げまし
けれども、やはり首都圏というのはほかの地域と
は違って様々な特殊性があるということで延長に
なった。それが背景だと思えますけれども。

委員のお尋ねの状況が、ステージ3にはなっ
ているけれども、特に医療体制の方も含めて、
あるいは感染状況も、今は下げ止まりというこ
とになっていきますけれども、これがどんどんむし
ろ急激が増えていくようなことになれば、話とし
ては、これは当然予見を持ってまたしかるべきと
きに判断すると思えますけれども、それは両方可
能性があって、どんどん改善をしていけば当然の
こと、徐々に、今もステージ3ですから、改善方
向に行つてステージ2の方に向いていけば、これは
当然解除ということもあって、逆に、状況がど
んどん悪くなる、特に感染状況も含め医療もとい

ことになれば、話としては延長、これは当然のこ
と、理論的には両方の可能性があると思います。

○長妻委員 是非田村大臣、国民の健康、命を守
る内閣での責任大臣ですから、そういう意味では、
是非解除の判断については科学的に、分科会に、
解除するという前提で諮問するというよりは、諮
問の仕方も私ちよつと疑問に思うんですけれども、
こうしますけれどもどうですかじゃなくて、非常
に微妙なときはどうするか、まずは御意見を白紙
の状態で聞かせていただきたいということ、是非、
何か空気に諮っていたきたいということ、是非、
ぬんとか、まさかそんなような発想はないと思
いますけれども、そういうことがあったときは、今
の尾身先生の言葉どおりの判断を是非していただ
きたいというふうに思います。

そしてもう一点、飲食店なんですけれども、こ
れは、緊急事態宣言でいろいろな対策というのが
なされておりますけれども、私は、ちよつと行き
過ぎたところと、行き過ぎなさ過ぎる、もつとや
らなきやいけないところが混在しているんじゃない
かなと。

確かに、不要不急の外出というのは今自粛にな
っておりますけれども、外に散歩に行くとか、マ
スクをして人と距離を離して、そして公園に行く
とか、そういうことまで自粛だと考えておられる
方々もおられるので、やはり、マスクを外してい
ろいろ飲食をしながらおしゃべりする、こうい
うところを本当にピンポイントで規制をして、そ
れ以外はある程度、マスクをして、人との距離が

離れて、屋外ということについては相当許容して
いく、私はそういうめり張りが必要んじゃない
かなと。

尾身先生が作っていた資料をいろいろ配
っておりますけれども、例えば三ページ以降ござ
います。飲食店や飲食を介しての感染が感染拡
大の原因。四ページ、クラスターの発生は飲食店
で先行した後に医療福祉施設で発生する。五ペ
ージ、レストランの再開が感染を最も増加させる。
六ページ、感染経路が分からない感染の多くは、
飲食店における感染によるものと考えられる、そ
の理由は三つある。こういう具体的な例で書いて
いただいて、これは私は全くそのとおりだと思
います。

私も、歓楽街をこの前の土曜日夜、別に私が飲
みに行ったというんじゃないで、どういう状況な
のかちよつと見てまいりましたところ、六時から
七時頃行ったんですけれども、もうすし詰め状態
で、密封された居酒屋さんで、ひどいところはも
う肩が触れ合うぐらいの形で皆さん楽しく飲んで
おられて、八時の前ですけれどもね、そういうお
店がたくさんあるわけです。

深夜営業も、うちはもう深夜営業を負けずにや
っておりますというところで、夜九時頃行くと若者
が並んでいるわけですね、そこに。そういうよう
な状況、つまり、夜八時の前でもいろいろな課題
があるんじゃないのかなと。これは緊急事態宣言
が解除された後も同じだと思いますけれども。

その中で、尾身先生が一ページ目に、二酸化炭
素濃度測定器を用いて店内を測定して収容人数を

調整する、こういう案も出されておられますし、テーブルとテーブルの間を一定以上、目安、一メートルから二メートル離す、あるいはBGMをかける、こんなようなことも出しているんですが、これはちよつと田村大臣にお伺いするんですけども、是非、健康と命を守る担当の大臣として、やはり飲食店について、午後の八時より以前についても一定の指導や調査あるいは規制、そういうこともかけたらいんじゃないのか、あるいは、緊急事態宣言が終わった後も一定程度そういうものは続けた方がいいんじゃないのか、こういう進言をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 本当に難しい話なのは、緊急事態宣言を延長をさせていただいて、国民の皆様方に、あと二週間何とかお願いをいたしますというお願いをさせていただいておりますが、なかなか今言われたように、八時以降も開いております店がいまだにある。そういうところが、それは全体からいえば少ないわけでありますから、逆に言う、混んで非常に繁盛されるというような、そういう問題があるわけでありまして、緊急事態宣言長くなつてくるとやはりだんだん国民の皆さんもそれに対して非常に疲れが出てきているというのが、今現状としてあるということ、もう一段どう御協力をいただいでいくのか。

これは我々、大きな課題として、国民の皆様方にやはり政府一体となつてメッセージをしっかりとお出しをさせていただかなければならない、これは改めて思います。

あわせて、言われたように、お店を開けないでくださいと言っても、今でも開けているわけですから、なかなかそれだけでは難しいんだと思えますので、今言われたような、尾身先生の言われておるようなこういうこと、それから、やはりいつもの、いつも会っている四人以下で食事をしてください、こういうお願いもいたしております。会っていない方、若しくは大人数になると、それは感染リスクが高まるわけでありまして、そういうこともお願いいたしております。

それから、お店側がお客さんに言いやすいように、マスクを外してしゃべったりしているのを、いや、それはやめてくださいよ、政府からそういうことを言われているので何とか勘弁ください、そういうようなことも言っていただけのような環境もつくらなきゃいけないと思っております。なかなか店側が、お客さん、やめてくださいと言っても、それだけではなかなかお客さんに対して言いづらいというものもあると思いますから、そういうその他もろもろのものを、今、ガイドライン等々、そういうものを改定いたして、各お店にしっかりと対応いただけるようにということをお願いをさせていただきます。

○長妻委員 何か、それじゃ、課題があるだけじゃ、お願いだけじゃ、今変わっていないわけですから、現状を是非、繁華街に行ってみてください、夜。本当に私は、大丈夫かなと思うんですね。

尾身先生にお伺いするんですが、やはり今、田村大臣がおっしゃったように、四人以下の会食といつても、居酒屋さんなんかを見ると、それはア

ベックの方もいっぱいおられますけれども、袖が触れ合うぐらいの狭いところで、それでこのアクリル板もなく、アベックと言わないんですか、今、カップルですかね。カップルが、別に二人でも、袖が触れ合うぐらいの狭いところで、それで飲食されて、お話しされて、すごく密封されたところなんです。ですから、これは私、大きな課題だと思っております。

例えば、そういう意味では、規制としては収容人数とかテーブルの距離とかBGM、これをもう少しお願いをしていく。ただ、それとの代わりで、一つは、飲食店にお話を聞くと、まだ協力が来ていない、支払われていない。例えば東京都は一月八日から二月七日まで時短に応じた事業者に実際支払ったのが四割だけなんです。まだ。全然お金が来ないからもうやらざるを得ないというところもあります。

それを迅速にすること、それとあとは規模別の補償金ですね。やはり大きい居酒屋さんはなかなか六万円じゃできない。こういうようなことや、あるいはG・O・T・O・イト、当然その飲食店の中じやなくて、そういう居酒屋さんなどがお持ち帰りの食事を提供したとき、一定程度、G・O・T・O・イト、それだけを適用して、それで支援をしていく、税金で補助をする。

これまでのG・O・T・O・キャンペーンというのは、飲食店に行つて食べるということですけれども、それはもう駄目ですから、お持ち帰りの場合のいろいろなやり方があると思うんですけれども、そういう意味では、もう一段の飲食店対策というの

を強くして、マスクをして屋外を緩めていく、私、そういうめり張りをつけた対策が必要だと思うんですが、尾身先生、いかがでございますか。

○尾身参考人 お答えいたします。

先生の今、めり張りという言葉ですけれども、私は、首都圏も緊急事態宣言はいずれ解除されると思いますけれども、そこでの一般の市民、我々が気をつけるというか、一つのキーワードは、これは、今まで我々が一年間、大きな犠牲を払って学んできた、はっきりしていることが分かっているんですよ。

それは、今委員おっしゃるように、普通の道を散歩していたり、普通のそれほど人混みのないショッピングをして感染するリスクは極めて低い。感染する場面というのはもう明らかになっている、そういう意味では、百かゼロじゃなくて、ここだけはちよつとリスクが高いので気をつけてくれ、その他は大丈夫ですよというメッセージがこれから極めて重要だと思います。

その上で、今委員の食事の在り方ですよね。これも同様に、私は、緊急事態宣言がいずれ解除されたときには、一言で言えば感染に強い社会ということ、無理なく持続可能な食の在り方というのを私は、国、自治体、みんなが推奨して飲食店もそれを一緒にやってくれる。

そういう意味では、先ほどの四人以下だとか二酸化炭素のことで、田村大臣が今おっしゃったように、お店の方もそういう行動を取っていただけないお客さんに対しては丁寧にご注意すること、それをまずは国が支援するということに加えて、も

う一つ私は是非やっていただきたいと思うのは、実は飲食店の中でも一生懸命やっているところ、感染症対策を一生懸命やっているところには何らかのインセンティブ、これを与えて、例えばその一つは、インセンティブというのはいろいろあると思いますけれども、一つは認定制度、認証制度、今もありますけれども、そんなにしつかりしていませんね。こういうのを自治体とか業者の団体の人としつかり評価をして、このお店ならばしつかりしているんだと。そうしたらしつかり感染症対策をしているお店に対しては何らかのインセンティブ、あるいはきめの細かい支援を行うというようなことがこれからは非常に重要になっていくので、是非それは国にお願いしたいと思えます。

○長妻委員 今、尾身先生の後段のお話、田村大臣も聞かれたと思いますけれども、是非、田村大臣、所管外とかではなくて、厚生労働大臣として、そういうところを本当にちゃんとやってくれというふうなことを強く閣内で主張していただきたいというふうに思います。

次に、オリンピック、パラリンピックなんです、尾身先生にお伺いするんですが、これは私、ちよつと不思議なのが、今日も新聞に出ておりました、海外のお客さんは入れないとか新聞にありました、分科会に全然意見を聞いていないんですね、政府は。

せつかく専門家の皆さんがおられるのに、なぜ聞かないのか。政治だけで決めたいのかどうか分かりますけれども、やはりそれは聞いていただきたいというのを是非田村大臣に閣内でも主張し

ていただきたいのと、あとは、尾身先生にお伺いしますが、オリンピック、パラリンピックは、例えばステージでいうと、ステージのどのレベルであればオリンピックはなかなか難しい、あるいはこのレベルまで来ればオリンピックは可能、そこから辺の基本的な姿勢というのはありますでしょうか。

○尾身参考人 お答えいたします。

オリンピックについては、これだけ、我が国だけじゃなくて世界的にも非常に関心の強い課題で、これについて、私ども、今まで正式にどうした方がいいかということをお聞きされたことがございませんで、もちろん、個人的な思いはそれぞれであるでしょうし、私もありますけれども、こういうものを今私自身が、オリンピックを開催をどうするかということをお断するあるいは決断する立場にありませんので、今の先生の質問になかなかお答えしづらいですが、ただ、感染症をずっとやってきた一人個人としては、これはもうオリンピックについては、なるべく感染を下火にしてそれを維持するというのが非常に重要だということは間違いなく言えると思えます。

○長妻委員 これは今、分科会に諮問がないという話でしたけれども、いずれ、田村大臣、健康と命を守る責任大臣ですから、やはり、政治だけで決めるんじゃないかと、オリンピックの是非や開催形態についても分科会にちゃんと諮問するように、是非閣内でも主張していただきたい。

私の選挙区というのは、渋谷区も選挙区に入っているんですね。そういう意味では、非常に隣接

しているんですね、国立競技場と。地元の方と話すとき、ちょっと怖いというふうにおっしゃる方も多いんですよ。世界から変異株が、世界の何種類もの変異株の方が来る可能性がある。それがまたそこで感染し合って、世界にまた変異株がばらまかれていきかねないんじゃないか、そういう強い懸念を持っておられる方々もおられますので、是非、そういう意味で、科学的な判断をしていただきたいということを強く申し上げておきます。

そして次に、ちょっと異例の質問でございますけれども、残業代の質問をちよつとしたいんですが、河野大臣が残業代をちよつと払うということをおっしゃって、全庁におっしゃったということで、これはいいことだと思います。ただ、いろんな壁があつて、ちゃんと残業代が今もつて払われていないんじゃないかというような懸念があります。

やはり、官僚の皆さんは本当に命懸けで働いておられて、本当に長時間労働をされておられる方々がちゃんと残業代が払われていないというのは、これはもうとんでもない話で、特に厚生労働省は、サービス残業を取り締まる立場の役所で、厚生労働省はやはり全部ちゃんと残業代を払っていただきたいというふうに思うわけでございます。

十三ページ、これは以前、私が質問主意書を政府に出したところ、職場にいるにもかかわらず残業代が出ない場合があるのかという質問をしましたところ、それはあるんだと。つまり、在庁していても、残業の命令が出ない場合は、国のそういう仕組みなんですけれども、お金は出ま

せんということなんです。これはちよつと、私もかつて民間企業に勤めておりましたけれども、いろいろな民間企業にも話を聞きましたけれども、やはり会社にいるときは仕事をしているわけですから、それはお金を出してくださいよ、残業代。会社にいても、残業命令がない場合はお金が出ないというの、これはおかしいわけでありまして、財務省が残業代の予算を配分して、予算がなくなつたらただ働きた、こういうことがあつてはならないので、これは是非、田村大臣、これはいい機会です。田村大臣が宣言すればできることだと思います。

つまり、厚生労働省は、少なくとも在庁しているならば、官僚の方が役所におられれば、それは自動的にその分の命令は出すよ、その部分の時間の命令は出して残業代をつけるよ、こういうことをちよつと宣言していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 会社にいれば必ず残業だということではないんだらうと思います。それは、会社において仕事をしていなければ、多分残業代は企業でも出ないし、今、企業も、長時間労働は正しいこと、なるべく仕事がないように帰しています。

そういう意味からいたしますと、仕事をちゃんとやっていると、それはしっかりと手当を払うようにしていかなきやならない。これは河野大臣もおっしゃっておられますので、そういう方向でやっついていかななきやならぬと思います。

あわせて、やはり非常に業務量が多いという

ころ、これは何とかしなきゃなりませんので、我々も、法案の数もしっかりとこれから精査していかなきやならぬというふうに思いますし、また、国会の皆様方にも、どうかまた御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○長妻委員 田村大臣、そんなことを言っていたら、いつまでたつても残業代はちゃんと払われませんよ。

だって、役所にいるときに仕事をしていないときもあるじゃないかと言っちゃったら、そういう建前で予算が削られているわけですよ。だって、役所について遊んでいるんですか。遊びながら仕事をしないで役所にたむろしている人がいっぱいいるんですか、厚生労働省。いないですよ。みんな役所にいるときは仕事をしているんですよ。当たり前ですよ、それは。そういう、何かこう、民間企業に勤めた経験があるんですかね。普通の発想で、役所について遊んでいる人なんていませんから、そういう発想だと全額出ないんですよ。

田村大臣、役所にいるときは、基本的には命令をかけて、残業代をちゃんと出すと。つまり、遊んでいる人がもし仮にいたとしたら、仕事をしていないで、それは帰っていただいで、別のところにいるんことをやっていただかないと困るわけですから。そういう人は私はほとんどいないと思います。そういう前提で、在庁の時間は基本的には命令をかける宣言していただければ、皆さんちゃんと出るんですよ。大臣、ちよつと深刻に考えて、一言宣言していただきたい。

○田村国務大臣 残業もそうなんです、まず業

務量を何としても減らさなきゃならない。今の現
状で、厚生労働省は大変な状況でありますから、
まずそれを私は何としてもやっつけていかなきゃなら
ぬと思っておりますので、また御協力のほどをよ
ろしくお願いいたします。

○長妻委員 また話をすり替えて。

私はそのとおりだと思う。業務量が多くて人が
少な過ぎるんですよ、厚生労働省は。もつとほか
の省庁と差配して、人数を私、定員法、これを取
っ払って、増やした方がいいと思いますが、それ
もそうなんです、今話しているのは、ただ働き
のサービスクル業を、こんなに長時間働いて、させ
ちゃ駄目だということなんです。

何かあるんですか、財務省と。いいじゃないで
すか。在庁していたら払わせるよと。これはちよ
つと、また引き続きやりますけれども、是非大臣、
感覚をもうちよつと変えていただきたいというふ
うに思います。

そして、もう一つは変異株の話でございますけ
れども、今日、文科省、来ておられます。私、ち
よつと文科省の対応に、この間不信感を持ってお
ります。

というのは、大学病院とか大学のPCR検査の
協力も、文科省は何がちよつとブレーキを踏んで
いるような状況が私は見えました。そして、コロ
ナの入院患者さんを診ていただくということで、
文科省がいろんな働きかけをしていただきたいと
いうときも、いろいろ、何かぎくしゃくした厚労
省との関係もかいま見えました。今度の変異株の
ゲノム解析については、ちゃんと協力してくださ

い、文科省。配下の大学病院、国立大学病院、研
究所。

ということ、やつと通知を出して、調査結果
がおとついの夜に来たというふう聞いておりま
すが、その調査結果、件数を含めてどんな大学か
らの回答でしたか。

○塩崎政府参考人 お答え申し上げます。

我が国におきましても新型コロナウイルスの変
異株が確認されている状況を踏まえまして、厚生
労働省におきまして、大学等の協力も得ながら、
感染症の感染力、重篤性等を迅速に評価、情報発
信できる仕組みを整備することを目的としまして、
新興・再興感染症データベース事業を早急に開始
する予定と聞いています。

同事業を円滑に進める観点から、厚生労働省か
らの要請に基づきまして、大学等における新型コ
ロナウイルスのゲノム解析等の実態について調査
を行っているところでございます。

本調査におきましては、ゲノム解析の実態以外
にも、新型コロナウイルスの検体収集の状況、そ
れから新型コロナウイルス感染症患者の受診状況
なども併せて調査しております、それらのうち
一つでも該当がある旨の回答があったものは、三
月八日の時点では四十七大学ということになって
ございます。

現在、厚生労働省におきまして、このアンケ
ー調査結果の内容を精査しているところと承知し
ているところでございます。

○長妻委員 これは、田村大臣、もう総力戦です。
私が一番心配なこと、いっぱいコロナ関係であり

ますが、一つだけ挙げるといったら変異株なん
ですよ。変異株が相当な勢いでこれから猛威を振
る可能性が大きいと思えますから、是非、田村大
臣、文科省を含めて、大学を含めて、もうオー
ル・ジャパンでやるという決意をちよつとここで、
大学病院とのコラボレーションを含めて答弁いた
だけますか。

○田村国務大臣 今、ゲノム解析自体は感染研が
中心になってやっていたいております。これも、
これで、感染研の方、今強化をいただいております。

とはいいながら、やはり、全国である程度そう
いう能力というのを持っていたかかなきゃならぬ
ということもございまして、今言われたように、
大学と自治体と協力いただくようにということ
で、通知を出させていただきました。

これは、変異株だけではなくて、実は、その後
ゲノム解析をやると、疫学的にもいろんなことが
分かってくることもあります。そういうことも含
めてデータをつくって、データベースをつくって、
しっかりと、日本の新型コロナウイルスのみなら
ず、いろんな感染症がどのような形で広がって
いくのかも含めてしっかりと、エビデンスというも
のベースでデータが必要である、また、それを基
にいろんな研究をやっていたら、それをま
た国民に還元いただくという必要性があると思っ
ておりますので、大学は、非常にそういう意味で
は我々も期待をさせていただいております。

文科省としっかりと連携してまいりたいというふ
うに思います。

○長妻委員 非常に文科省は遅かったんですが、もう本当に真剣にやっていたかと思えます。

次に警察にお伺いしますけれども、八ページ、九ページに、私はずっとこだわっておりました、助かる命が助からなくなる、この問題でございしますが、最新の二月末の変死のコロナ陽性者の方々の原因が判明をいたしましたので、都道府県の方々のリンクも含めて説明いただけますか。

○猪原政府参考人 それでは、資料八を中心に御説明をさせていただきます。

令和二年三月から本年二月までの間に、検視等により警察が取り扱った新型コロナウイルス陽性の御遺体は二百七十六件であります。

これら御遺体の死因については、医学的な見地から、御遺体を検案する医師又は解剖を実施した医師が判断しているものと承知しております。

それら検案医等からの聞き取りにより警察が把握しているのは、内因死、つまり病死と判断されたものは二百三十三件で、この内訳は、新型コロナウイルス感染症が百二十一件、都道府県で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症が死因とされた百二十一件のうち取扱が多いのは、東京都三十八件、兵庫県十三件、大阪府十二件となっております。

百二十一件のうち、疑いがあるとされたものは十七件ございます。肺炎は、疑いがあるとされたものを含め五十二件、その他のもの五十一件、不詳とされたもの九件、事故等の外因死は三十四件、死因が未確定なものは九件となっております。

○長妻委員 どうも調べていただいてありがとうございます。

ございました。

これ、大臣、と同時に厚生労働省にも調べていただいて、十一ページにございます、東京だけの数字が。

コロナ陽性の方で自宅、宿泊療養中に死亡された方、これは四件という数字が出てまいりまして、警察の数字と、警察はこれ、ほとんどは自宅で死亡されているんですね、相当乖離があるというところで、これはまだまだ知らない状況で、コロナで自宅や外でお亡くなりになっている方が都内も含めて相当おられる。

これ、是非厚生労働省、実態把握を警察の情報も得ながらしていただきたいと思うんですが、そして対策を、今後、第四波が来る可能性も私は大きいと思いますので、お願いをいたします。

○田村国務大臣 警察の方からそういう情報というところでいただいたわけでありまして、これは、東京でありますとか大阪、兵庫という話がありましたが、やはり感染拡大した地域である、それも急速に感染を拡大した地域でやはりこういうような、調整がなかなかつかずに御自宅というような方もあったんだというふうに思います。

調べるというよりかは、もうこれ、結果として我々認識いたしておりますので、次の波が来たときに、当然また、自宅で、それはなるべく、重い方々は当然病院に行っていたかどうか、そういう体制を組まなきゃいけないと思いますが、自宅でも急変される方はおられますので、そういう方々に対してしっかりと健康観察、これは、よく保健所では人が足りないという話になってまい

りますので、医師会や訪問看護ステーション等々を通してしっかりと委託ができるような体制も含めて、好事例を横展開、全国にさせていただいて、そういう状況になっても十分に健康観察ができるような、そんな体制を整えていくように、各自治体と協力をしてまいりたいというふうに考えています。

○長妻委員 これは田村大臣、本当に深刻に考えていただきたいと思うんですね。四件しか東京都内、厚労省は把握していないんですね、自宅あるいは宿泊で。ところが、警察はその何十倍もあるわけですよ、都内だけでも。

これ、相当深刻に考えていただいて、国家が、入院できるのにできない、そういう状況で国民の命を助からなくなってしまうという状況は、これは絶対あってはならないことですので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、最後に一点。

マイナンバーが、今、デジタル庁設置法案ですかね、議論されておりますけれども、非常に懸念なのは、年金関連のマイナンバー、これは田村大臣にもこの前も質問しましたが、これが漏れて、まず二件は、これはどこから漏れたというのは十七ページ、十八ページのメールに書いてあるわけで、これは政府も認めたわけでございます。

これについて田村大臣は、これについて昨春秋報告書が審議会の中の作業班でまとめられました。それが十九、二十にあります。二十ページに、当時は、漏えいというか、中国の事業者に渡ったのは氏名と振り仮名だけだと言っていたんですが、

この報告書には、氏名、振り仮名のみが開示されていたとされている、中国の事業者にはですね、が、実際には、その他の情報が開示されていた可能性があると。

これは、本当にわかには信じられないような、真つ向から、これまで三年前の国会答弁を覆すような記述が随所にあるわけです。

これについて田村大臣は、この作業班の中でまとまっていないような答弁をされましたが、これ議事録を見つけると、二十二ページですね、審議会の中で、検証作業班の中でずつと調査をしてきて、報告書はでき上がっている、四人の合意した報告書だと書いてあるんですよ。

合意されているわけで、これもみ消さないでください、この報告書を。握り潰さないでいただいて、正式なものとして公表していただくということ、大臣、指導していただけませんでしょうか。

○田村国務大臣 それはその四人の中のお一人がおっしゃっている話で、四人が合意しているわけではないということ、これは年金事業管理部会の方で確認をされているようでありますので、そのお一人はそういうことをおっしゃられておられるようでありますけれども、中間報告としてまとまっていない、案としても正式に出ないというように私はお聞きをいたしておりますので、そういう意味ではちよつと認識が委員とは違うということがあります。

○長妻委員 今の認識は、大臣、間違っている可能性があるので、きちつと確認をしていただきた

い。

予算委員会の中で、部会長に意見を聞いてみるみたいな話がありましたよね、予算委員会。あれはどうなりました。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 二月二十五日に部会長から状況をお聞きをいたしました、今私が申し上げたとおり、中間報告としてまとまっていない、四人の中で意見がまとまっていないので成案にはなっていないということ、御報告を受けております。

○長妻委員 この報告書の中でもいろいろな異論が書いてありますよ、両論が併記されています。両論併記の前提で四人でまとまってこの二枚のペーパーが出たと私は聞いていますので、是非確認をしていただく、これは重大なことです。マインナーがおかしな扱いにされてはよくないわけですので、是非しっかりとチェック、調査していただきたいということをお願い申し上げます。質疑を終わります。

ありがとうございます。